

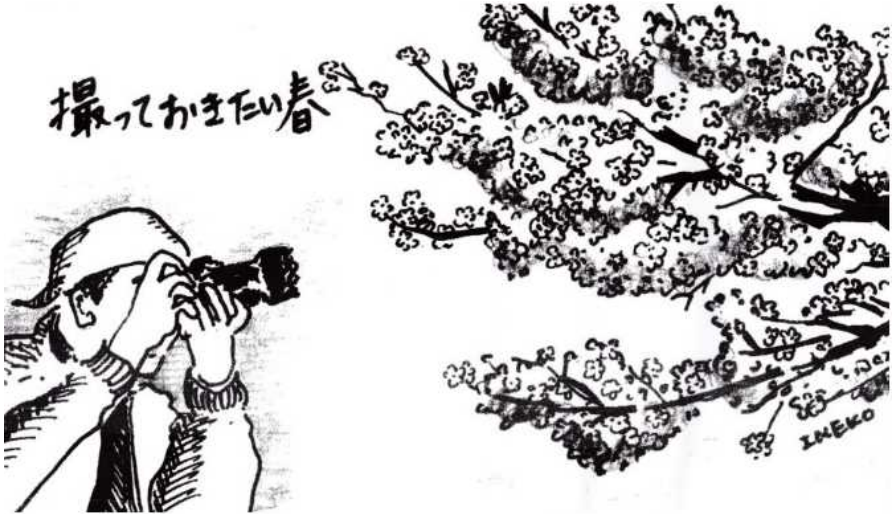
2006年 4月15日発行（隔月刊）



う 羽 化 か

ISSN1880-8646
2006年4月
第 55 号

横 浜 漢 点 字 羽 化 の 会
〒231-0851 横浜市中区山元町2-105 Tel 045-641-1290
発行責任者 代 表 岡 田 健 嗣
編集責任者 宇田川 幸 子



目 次

Normal、Normalize、 Normalization (1) (岡田 健嗣)	1
点字から識字までの距離 (51) ディスレクシアは文化によって違う (山内 薫)	8
酔夢亭読書日記 (酔夢亭)	10
「白石通信13」より (白石弘明)	13
横浜漢点字羽化の会規約	14
ご報告とご案内	16
漢文のページ	17
編集後記 (木下 和久)	20



Normal Normalize Normalization (1)

岡田 健嗣

一

これまで拙文『点字の読みづらさと漢点字の触読について』を書き連ねて参りましたが、その本論を前にどうやら窮してしまったようで、残念ながら筆が進まなくなったままになりました。その試みは、一つの概念“Multi Sense Readings”を提出したところで中断しております。

これは要するに、一般に「視覚障害者は視覚に障害を負っているのだから、文字は点字を使用するに違いない」、**「視覚障害者は視覚に障害を負っているのだから、読書は点字を触読するに違いない」**、**「視覚障害者は視覚に障害を負っているのだから、聴覚でも読書するに違いない」というア・プリオリな理解のもとに、視覚障害者には文章を「点字にしさえすれば読めるはず」、**「音訳さえすれば読めるはず」、**「朗読（音訳）書は聴覚へ訴えるものだから、読書の媒体として、健常者と共有できるはず」という常識を生み出**

しているようです。私がこの概念を提出したのは、多くそのように「点訳、音訳」されようと志向されることへ、「否」を提出したかったからに他なりません。なぜに「否」か？

私は「視覚障害者の読書」は「健常者（晴眼者）の読書」と質を異にすること、しかも何とか質を同じくすべく人知れず努力し工夫していることを、その方法の分析とともに明らかにしたかった、でき得れば新たな常識に繋げて行ければという期待を、それに込めたのでした。

昨年（2005年）、ヒョンなことから身体障害者の移動介護事業に手を染めることになりました。本稿にはその経緯は記しませんが、私があるようなことを始めるに当たって、どのように考えたかを簡単に述べて見ます。

視覚障害者が社会生活を送るに当たって障壁となるのは、「読み書き」と「行動」と言われています。私もそう考えています。本会の〈漢点字〉の普及の活動も、そんなところに根拠を置いております。「行動の保障」も、「読み書きの保障」と同根と捉えました。このサービズによって、安全な行動の保障ばかりでなく、より広い視野の確保が実現できるかもしれない。

そうすれば、社会への参画もさらに進むのではないか、またそうなれば、厳しい人間関係にも曝されるわけ、社会参画が障害者を錬磨して、社会の保管状況から自立へという道筋も見えてくるのではないか、そんな夢にとらわれて、これは『識字』に劣らず、いや『識字』を実現すると同時に『行動の自由』も実現することこそが、社会参画の保障ではないか、そう考えるようになって行きました。

このような状況の中、私はまた勉強をしなければならぬ事態であることに気づかされました。そこでNHK学園専攻科にお願いして、科目受講生として入学の許可をいただいたのでした。

その意味で本稿では、'Normalization'をキーワードに、『識字』と『行動の自由』を考えて行きます。

この四月から、これまでの「身体障害者支援費制度」が廃止されて、昨年十一月一日に成立した「身体障害者自立支援法」が実施されることになりました。

この法律が如何なるものか、なかなかその姿が見えて参りません。今回はその法の「目的」と「定義」の、条文をそのまま掲げます。読者諸兄弟の慧眼に委ねて、ご意見ご感想を拝聴できれば幸甚です。

なお、「自立」の概念について、NHK学園の「社会福祉論」のテキストに、丁寧な説明がありますの

で、引用させていただきます。



(「自立」の六つの要点。)

① 労働的・経済的自立／従来、自立した生活とは、働いて食べていける賃金を得て、他人に頼らない経済的自立を最大の目的としてきました。しかし、今日のように障害基礎年金や老齢基礎年金が成熟してきた段階においては、単に経済的に自立しているというだけでは自立生活とはいえず、人間として労働すること自体が自立に欠かせない要件であり、それは意図的営みであり、創造する営みです。その営みは人間の成長、発達に欠かせないものです。したがって、労働的・経済的自立とは、賃金をどれだけ稼ぐかが重要なのではなく、働く意義を重視する必要があります。そのような視点から、障害者の小規模作業所、高齢者のシルバー人材センターなどの働く場の確保は重要です。

② 精神的・文化的自立／精神的・文化的自立とは、人間の内面を言語や身体活動、あるいは音楽、絵画、彫刻、演劇などさまざまな方法・手段で表現する能力と機会が保障されていることです。／私たちに憲法上保障されている権利の一つに「表現の自由」があります。人間には自分の思いや考えていることをその人なりに自己表現する機会と方法が保障される必要

があり、それこそが人間の尊厳です。そこで子どもの意見表明権が「児童の権利に関する条約」で認められました。さらには障害をもっている人でも、その人の意見表明権や自己表現の機会には保障されなければなりません。精神的・文化的自立としての自己表現能力を確保するためにも、あらゆる人に学習する権利、教育を受ける権利が保障されなければなりません。しかも、その「学習」とは狭い意味でとらえられることなく、広くその人の学習、文化、スポーツ活動の機会の保障として考えたいと思います。「ユネスコの学習権宣言」はとても重要です。このような考え方のもとに点字や手話、字幕などのコミュニケーションの手法が障害をもっている人に保障され、自己表現したり、あるいは障害者のスポーツなどが今後もっと推進される必要があります。

〈3〉身体的・健康的自立／身体的・健康的自立とは、単に病気ではなく、自立歩行ができるというだけのことではありません。世界保健機構（WHO 1948年設立）が、「健康とは単に病気でない、からだ弱くないというだけでなく、肉体的、精神的及び社会的にも完全に調和のとれた良好な状態をいう」と憲章に規定しています。つまり、生活に「笑い」があり、精神的にも生活リズムを豊かにもっていることです。ストレスの多い今日の社会では、国民すべてが「

健康」とはいえないわけで、私たちの健康管理をあらためて考え直す必要があります。

〈4〉社会関係的・人間関係的自立／社会関係的・人間関係的自立とは、さまざまな人々と社会関係を豊かに有しているということです。定年退職した男性が職場関係の人間関係以外の交際がないため、地域で孤立、孤独状態に陥っている状況は、経済的自立や身体的自立をしても、社会関係的・人間関係的に自立していないことを示しています。また、ひとり暮らしの高齢者やコミュニケーションの手段に障害がある人も社会的に孤立しがちです。そうした人々に対して働きかけ、ともに楽しく生きていける地域（コミュニティ）づくりも大きな課題です。

〈5〉生活技術的自立／生活技術的自立とは、生活者や消費者として自分の家庭を管理し、食生活では栄養のバランスを考えて調理したりする能力のことです。ひとり暮らしの男性の中には、ややもすると食生活のバランスを崩し、病気になる人が多くいます。あるいは長く入院生活や施設での生活をしていると、この能力が十分でなくなるために、社会復帰もままならなくなっています。生活技術的自立を援助することで、障害をもっている人の地域自立生活もかなり可能になります。

〈6〉政治的・契約的自立／政治的・契約的自立

者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービス）をいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

2 この法律において「居宅介護」とは、障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

3 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

4 この法律において「行動援護」とは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

5 この法律において「療養介護」とは、医療を要する障害者であつて常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。

6 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排

せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

7 この法律において「児童デイサービス」とは、障害児につき、児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

9 この法律において「重度障害者等包括支援」とは、常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。

10 この法律において「共同生活介護」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべ

き住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

11 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

12 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

13 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

14 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

15 この法律において「就労継続支援」とは、通常

労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

16 この法律において「共同生活援助」とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

17 この法律において「相談支援」とは、次に掲げる便宜の供与のすべてを行うことをいい、「相談支援事業」とは、相談支援を行う事業をいう。

一 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。

二 第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心

身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この号において「サービス利用計画」という。）を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること。

18 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であつて政令で定めるものをいう。

19 この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたる継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

20 この法律において「移動支援事業」とは、障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業をいう。

21 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機

会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

22 この法律において「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

(以下次号)



点字から識字までの距離(五一)

ディスプレイ文化によって違っ

山内 薫 (墨田区立緑図書館)

この連載でも何度か取り上げたことのある「ディスプレイ文化」について、興味深い記事がネット上に載っていたので紹介したい。

伊藤守という人が開設している「<http://www.i-toh.com>」というサイトに「読字障害について」というディスプレイを中心、広く学習障害を取り上げたコラムがある。毎月、例えば「ディスプレイの人にもやさしいウェブサイト作り」とか「成人読字障害…職場での対応のヒント」など海外のサイトの翻訳を中心

とした有用な情報が載っている。

その中に「ディスプレイ文化によって違う」というコラムがある。これはアメリカの「USA TODAY」というサイトの「Health and Behavior」という欄の二〇〇四年九月二日の記事を紹介したものだ。それによるとアルファベットを読むのと漢字を読むのでは脳の違った部分を使っているというのだ。

アメリカでは五〜一五%、中国では七%の人がディスプレイ文化だと言われているが、ジョージタウン大学の神経科学者グイネヴィア・イーデンがアメリカのディスプレイ文化の子どもたちを調査した結果、音素の認識に伴う脳の左葉中央と上部に位置する左側頭頭頂部に異常が見られ、これは同じアルファベット圏であるフランスでもイタリアでも類似の結果が出ているという。しかし漢字を読む場合には脳の左前にあるLMFGと呼ばれる脳回を使っていることが明らかになったという。LMFGはシンボルの解釈と結び付いており、漢字はアルファベットとは異なり意味や対象物を表しているが、中国のディスプレイ文化の人はそのLMFGの回路に異常が見られたという。

以前紹介したことのある『言語の脳科学』（酒井邦嘉著 中公新書 二〇〇二年）にも次のような記述があったことを思い起こす。

「岩田誠氏らは、左脳の側頭葉後下部の病変によっ

て、漢字だけの失読が生ずることを見出し、側頭葉後下部と角回が、それぞれ漢字と仮名の読みに対応する独立したモジュールであるという仮説を提唱している。また、相馬芳明氏と杉下守弘氏らのグループは、左脳の側頭葉後下部の病変で、漢字だけの失書が起ることを明らかにした。さらに、柴崎浩氏らのグループは、脳機能イメージングの手法（引用者注・MRI など）を用いて、仮名を読むときではなく、漢字を書いたり仮名から漢字を想起したりするときに、左脳の側頭葉後下部の活動が高まることを示して、漢字に特化した読み書きのメカニズムを裏付けた。」（一八七〜一八八ページ）

従って国や言語によってディスレクシアを引き起こす脳の箇所が違ってくるということになり、それぞれ違った治療法や対処が必要ということになる。つまりアルファベット圏のディスレクシアの人の脳の障害のある部分は中国語を母語とするディスレクシアの人では正常に機能しているということになる。しかし、先のイーデンによれば、人間は一端読む回路を獲得するとアルファベットであっても脳内で母語と同じ回路を使って読む傾向があるので、脳のその部分に異常がないうからといって中国のディスレクシアの人がアルファベットの文字については障害無く読めるということにはならないという。

さて以上の知見から様々なことが考えられる。まず、中国語のように漢字だけを使用する言語と漢字と仮名を使い分ける日本語の場合には脳の言語活動で違いが生じるのかどうか？また欧米で早くから研究されてきた脳と言語の関係はアルファベット圏の脳の活動についての報告であって、それを即日本人の脳と言語に当てはめて考えることが可能なのかどうか。

漢点字のことでは、先天的な視覚障害の方で視覚による文字摂取を行ってこなかった方の場合には、アルファベットを読むのと同じ回路を使って脳が言語活動を行っているのではないかという仮説に立つと、欧米のアルファベット使用者にとって六千文字近くある漢字を使って書かれたものを読む中国人が信じられないのと同様に、漢点字を読むことに非常な苦手意識が生じるのではないか。

一方で漢字を視覚的に学んだことのある中途失明の方にとっては漢点字は馴染みやすい、ということができるのかどうか？そうすると自ずから両者の間で漢点字の勉強方法なども変える必要があるのかどうか？等々。

より箇々の学びやすさを考慮した漢点字学習法というものを考えていく上で、現在漢点字を読み書きしている方々がどのような経緯で漢点字を学ぶようになったか調査してみるのも良いかもしれない。



酔夢亭読書日記

酔夢亭

今回は、いつもと趣向を変えて、ちよっと童話もどきを書いてみたので、ご笑覧あれ。

「はりこの虎太の買い物」

はりこの虎太は、みかけだおしの虎でした。雨の日はからだかぬれるので、学校を休みたくなります。風の強い日はからだじゅうに生えている毛がぶるぶる震えるので、外へ出て行くのが嫌でした。

その日は、雨も降らず、風も強くない、暖かい日でした。虎太は、はなうたを歌いながら、うら通りを散歩してました。

すると、もしもし、もしもし。もしも、さもし、さもし。そんな声が後ろから聞こえてきました。振り返ってみると、そこには大きなごみのかたまりがころがっているだけで、誰もいません。おかしいなあ、と思いました。気がせいだろうと思って、虎太はそのま

まあるいていこうとしました。すると、ぺっ、ぺっ、とごみのがたまりからつばがとんできました。

「こら、まーたんか、まーたんか、虎太。わしはお前をよんぶるのだ。」

ごみのかたまりと思っていたのは、実はつばはき爺さんでした。

「なんですか、なんか用ですか、つばはき爺さん。」

「用があるから呼ぶんだ。このぶれいもの。」

「え、なんですか。なんすか。」

「近ごろの若い者は、ぶれいでこまる。」

つばはき爺は、昼間から酔っぱらっているようで、ほっぺと鼻の頭が真っ赤でした。目はどろんとにごっています。

「用があるなら、さつさと言って下さい。僕もいろいろ忙しいのです。」

虎太は、少しむっつとして言いました。別に忙しくはなかったのですが。

「すまん、すまん。実はな、お前と取引がしたくてな、悪い話ではないよ、おとくな取引だよ。言葉売ってくれないかな。」

「言葉ですか。」

「さよう。」

「言葉って売れるものですか。」

「当たり前じゃないか、世の中に売れない物なんかな

い。ここらだつて、売れるくらいだからな。」

「ふーん。・・・でもなあ。」

「タダで売ってくれと言っているわけじゃない、当然みかえりはある。」

「みかえり？」

「学校の成績をあげてやろう。」

「えっ、ほんとうに？」

「わしは、ウソはいわん。」

「じゃあ、売ります。どういう言葉売ればいいんですか。」

「あつてもなくてもどうでもいい言葉。」

「あつてもなくてもどうでもいい言葉つて？」

「古新聞、古雑誌みたいな言葉。」

「古新聞、古雑誌みたいな言葉つて？」

「気の抜けたシャンパンみたいな言葉。」

「気の抜けたシャンパンみたいな言葉つて？」

「ロープの切れたいかりみたいな言葉。」

「ロープの切れたいかりみたいな言葉つて？」

「ええい、きりがない。言葉売ってくれば各科目10点ずつアップしてやろうではないか。どうだ、いい話じゃろうが。」

「はい、とてもいい話です。売ります。売ります。」

「では、取引成立じゃ。」

つばはき爺さんに言葉を売り始めてからというものの、虎太の成績はみるみる上がりました。学年150人中130番あたりを行ったり来たりしていたのが、今度のテストではなんと学年4番になっていたのです。

クラスのみんなは、虎太の成績がぐんぐん上がるので、びつくりしました。でも、前の成績の悪いころの虎太の方が好きでした。

はりこの虎太はときどき、わけもなくそっくりかえることが多くなりました。

ある日の学校の帰り、虎太はそっくりかえって、お尻をしたたかコンクリートに打ちつけました。

「いたいよー。」

「そんなにそっくりかえって歩いてるからよ。」
猫のペルシアンが虎太を起こしながら、つんつんして言いました。

「成績が上がったからいい気になつているせいよ。」

「そうかなあ、そんなつもりはないんだけど。」
「そんなつもりはなくても、なんか最近すごく感じ

わるーい。」

はりの虎太はそっくり返らないように首を前に突き出し、前後左右にぶらぶらふりながら、からだのバランスをとりながらのそのそ歩いていました。

すると、もしもし、もしもし。もしもしも、さもしい、さもしい。そんな声が後ろから聞こえてきました。

振り返ってみると、そこには見慣れない立派な紳士がたっていました。虎太は気のせいだろうと思って、そのまま歩いていこうとしました。

「こら、まーたんか、まーたんか、虎太。わしはお前をよんどるのだ。」

立派な紳士に見えたのは、実はつばはき爺さんでした。

「これはつばはき爺さん。ずいぶん感じが変わりましたね。」

「お前もなんかずいぶん感じが変わったのう。」
「やっぱりそうですか。みんなに言われます。」

「わしのほうは、お前から言葉を買ってからというもの、みんなに好かれるようになっての、ごらんのとおりのありさまじゃ。いい買い物をしたものだ。」

虎太は、言葉売ったことをなんだか後悔しはじめ

ていました。

「ものは相談なんですが・・・」

「なんであるかな？」

「言葉を買いたいのです。成績はもとに戻してもらって結構です。どうか、僕の言葉を返してください。」

虎太は泣き出しそうでした。

「それはできないな。そんなことを許していたら、本屋なんかはあつという間につぶれてしまうじゃないか。面白くなかったので、本を返すから、お金を返せ、というようなものじゃ。」

「そこをなんとかしてもらえないでしょうか。」

「なんともならん。」

はりの虎太は、仕方なく、道の片隅に腰を下ろし、言葉売ってくれる人が通るのを待つことにしました。

風が吹いて、首がぶらぶら揺れました。むこうから、狼の太郎がやってきます。

虎太の頭の中で、少なくなつた言葉がごそりと動きました。

おわり

以下は、昨年から活動にご参加いただいた白石弘明さんが、会員向けのMLに配信されたメールです。新鮮な視点のご開陳です。転載をご快諾いただきましたので、載録させていただきます。

「白石通信13」より

白石弘明



前回の例会のあと、初めてスクーリングに参加、いや正しくは傍聴しました。いやー、面白かった。例会とはうってかわって、岡田さん始め白熱した議論が展開されていました。

とくに会員のかたが（お名前を忘れしました）漢字についてお詳しく、さまざまに説明されているのが大変興味深かった。漢字の象形の多くが刑罰など、血まみれた出来事から発想されているとは思っていませんでした。中国で最初に文字の統一を果たしたのは秦の始皇帝で、漢帝国以前ですから漢字というよりは金文から小篆に移行した時代ということになります。昔は文字は支配者側のものでした。その使用は役人にかぎられていたことでしょう。その役人は刑務官も兼ねていた

はずですから、日常の刺激的業務から、そのような発想になったことは大いに考えられることです。まして、法治主義の始皇帝なら、文字に刑罰のイメージを呪詛のように塗り込めたのかもしれませんが。

「祭」という文字の右肩の部分が「マ型」か「ヌ型」かなど、高度な問題についても議論されています。これは字体（フォント）の「揺らぎ」なのでしょうが、文字を国際的に統一しようとしている昨今の流れとも、おおいに通じることです。

さらにその前の例会でも思わぬ発見がありました。木村さん（名前を間違えていたらごめんさい）が左手で点字を触読し、右手で点字を打つ実演してくださいました。これも興味深かったのですが、わたしに言葉を掛けるときに、正確にわたしの方向と、位置を測定して、明晰にしゃべられるのでびっくり。性能のいいミサイルにピンポイント攻撃されたような感じでした。居住まいを正して話すというのはこういうことなのでしようね。たじたじとする思いでした。目が見えない場合、相手の位置を正確に把握しておくことがコミュニケーションの基礎となっているのだろうなと感じました。

新年会をどのような形式で開催するか議論されたときに、岡田代表がバイキング方式を望まなかったのはこの事情だったのだとわかりました。コミュニケーションシ

ヨンする相手の位置がくるくる変わっては、相手のI Dがつかめません。目が見えない場合でも相手とのコミュニケーションを成立させるためのパイプ、視線があるのだという発見をしました。

視線のことで言えば、一般的には見知らぬ他人をじろじろ見るのは失礼とされています。これはニホンザルでもそうですが、相手を見つめるのを敵意と解釈して、闘争が起こつたりします。動物の生態として、通底していることかもしれません。一方、動物園のチンパンジーの檻のなかに鏡を置くと、連中は興味深そうにのぞき込む。これは自己と他者をどのように認識しているかの実験ですが、チンパンジーも人間と同様、好奇心が優先するようです。同じ猿でも隣の檻のゴリラは同類の目を見るのを嫌がるので、この実験はできないらしいのです。したがって霊長類で鏡のなかをしげしげと覗くのはチンパンジーと雌の人類ということになります。

日常の男女の関係においても視線はさまざまに運用されます。彼女が真つ直ぐ自分に向かって「バカ」と言ったら、素直に「ゴメンナサイ」と謝って、すぐに関係を修復しよう。横を向いて「あなたなんか嫌い」と言ったら、「好きよ」と言ったのだから、そつと抱きしめてあげる。こつちを向いているが、あなたの目を見ようとせず、乾いた声で「……わかったわ」と言

われたら、永遠にサヨウナラ。「またか……」と、口を開けたまま天を仰いで明日からのことを考えよう。

頭はいつも心にしてやられる

——フランソワ・ド・ラ・ロシュフーコー

左は当会の規約です。当会の目的その他を示すものとしてご参考に供します。

横浜漢点字羽化の会規約

第1章 総則

第1条 名称

本会は、横浜漢点字羽化の会という。

第2条 場所

本会は、以下の所に本部を置く。

〒231-0851 横浜市中区山元町2丁目105番地

第3条 目的

本会の目的は、以下の二つである。

(1) 本会は、漢字体系の触読文字である『漢点字』で表わされた点字の資料を製作して、『漢点字』を必要とする者にそれを提供する。

(2) 本会は、任意のボランティア団体として、(1)の活動を通して、日本語の標準的な表記法である『漢字仮名交じり文』を、視覚障害者の文字である

点字に実現されるべきことを一般の認識に求め、『漢点字』の普及に努める。

第4条 活動

(1) 本会の活動は、以下の3つを柱として行なわれる。

1 漢点字の資料に関する要望を募り、それを製作する。

2 古典・辞書等、基本的に不可欠な文献資料を選択し製作する。

3 学習教材として必要なものを選択し製作する。

(2) 本会は、主に横浜市社会福祉協議会ボランティアセンターを活動場所として利用する。

第2章 会則

第5条 会員

(1) 本会は、横浜ならびにその近在に居住する者で、漢点字訳をボランティア活動として希望する者、および本会の活動を支援する者によって構成される。

本会の会員は、以下の2つからなる。

1 一般ボランティア会員

ボランティア活動として、漢点字書を製作し、必要な者に提供する。その方法は、主としてパソコンによる漢点字訳である。

2 賛助会員

本会の活動、ならびにその理念に賛同し、財政的援助を通して本会を支援する。

1と2を兼ねることはできる。

(2) 入会および退会は、希望するものが随時入会、退会できる。

第6条 運営

会の運営は、代表ならびに若干名の幹事、会計によって行なわれる。代表ならびに幹事、会計は総会において会員の互選により選出され、任期は1年とする。ただし、再任はできる。

代表、幹事、および会計によって、幹事会を構成する。

第7条 総会

その年度の初めに、総会を行う。

総会は、出席会員によって成立する。

総会は前年度の活動報告、決算報告と当年度の活動計画及び予算計画の審議、決定を行う。

第8条 例会

毎月1回、原則として15日に、全体の例会を行う。

例会は、活動等に関して話し合い、研究し、報告される場である。

第9条 会計

(1) 会計の運営は以下の3つからなる。

ご報告とご案内

本誌・機関誌『うか』も十年目に入りました。読者諸兄弟姉のご支援ご鞭撻の賜物と、深く御礼申し上げます。

一 賛助会員の皆様への御礼

昨年度も左の皆様から、賛助会費を賜りました。ご芳名を以て御礼とさせていただきます。

梶浦千郁様	村田忠禧様	田崎吾郎様	河村幸男様
松村敏弘様	飯田みさ様	佐川隆正様	政井宗夫様
浦口明德様	野島 静様	与野福三様	

誠にありがとうございました。今年度も相変わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

二 横浜市立盲学校をお訪ねしました。

去る二月十五日（水）、横浜市立盲学校をお訪ねして、校長先生との面談の栄を賜りました。先方は、斉藤・横浜市立盲学校校長先生、斉藤・横浜市教育委員会主事のご臨席を仰ぎ、当方は岡田の他、漢点字使用者の田中秀臣さん、木村多恵子（19ページへつづく）

- 1 一般ボランティア会員による会費
 - 2 賛助会員による会費
 - 3 助成金
- 会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

第10条 会費

(1) 会費の種類

会費は、通常会費と臨時会費に分けられる。通常会費は、以下の納入規定により定められる。

臨時会費は、幹事会の承認を経て徴収される。

(2) 会費の納入

1 一般ボランティア会員は、通常会費を月額300円とし、毎年4月、10月に6カ月前納する。

2 賛助会員は、1口1000円とし1口以上とする。

ただし、一般ボランティア会員で途中入会の場合は、当該半期の残り月数に月額を乗じたものを前納する。

(3) 既納会費は、前払いを含め返還しない。

第11条 規約の改正

規約は会員にはかり改正することができる。

附則

1996年6月15日制定

1997年7月15日改定

子衿 詩經

青^{タル}子^ガ衿 悠^{タル}悠^{タル}我^ガ心

縦^ヒ我^{トモ}不^レ往^カ子^ニ寧^ゾ不^ル嗣^ガ音^ヲ

青^{タル}子^ガ佩 悠^{タル}悠^{タル}我^ガ思^ヒ

縦^ヒ我^{トモ}不^レ往^カ子^ニ寧^ゾ不^ル來^{タラ}

挑^{タリ}兮^ニ達^{タリ}兮^ニ在^リ城^ニ闕^ニ兮^ニ

一^ニ日^ニ不^レ見^{レバ}如^シ三^ノ月^ノ兮^ニ

青々としたあなたの衿。はるかにこがれるわたしの心。たとえわたしが行かずとも、なぜ便りを下さらないのですか。青々としたあなたの腰の飾り紐、はるかにこがれるわたしの心。たとえわたしがたずねて行かずとも、なぜ来て下さらないのですか。そわそわと街角で待つています。一日会わないと、三月も会わないおもいです。

青青たる子が衿 悠悠たる我が心

縦い我往かずとも 子寧ぞ音を嗣がざる

青青たる子が佩 悠悠たる我が思い

縦い我往かずとも 子寧ぞ来たらざる

挑たり達たり 城闕に在り

一日見ざれば 三月の如し

子||あなた 嗣音||音は手紙。手紙を続けて送る。

挑兮達兮||とんだりはねたり、またはいきつもどりつする、娘のおちつかないさまをいう。相手の男が

のらりくらりと遊んでいるさまという説もある。

「兮」は語調を整えるための助字。城闕||城は町、闕は城門の通路。町の入り口の門。

【縦…】縦は仮定の意。「たとヒ…トモ」と読む。

【寧不…】この「寧」は「なんゾ」と読み、「何不…」は

と同じ疑問詞。「寧不…」「何不…」は

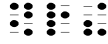
「なんゾ…(セ)ズル」と読み、「どうして…しな

いのか」の疑問の意を表す。この疑問形には、

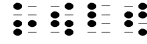
「…すればよいのに、…してほしい」の意も含まれている。



子衿



詩 經



青 青 タル 子 ガ 衿



悠 悠 タル 我 ガ 心



縦 ヒ 我 不 トモ 往 カ



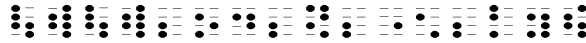
子寧 ゾ 不 ル 嗣 ガ



音 ヲ



青 青 タル 子 ガ 佩



悠 悠 タル 我 ガ 思 ヒ



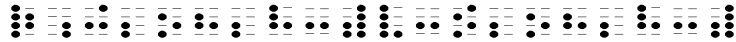
縦 ヒ 我 不 トモ 往 カ



子寧 ゾ 不 ル 來 タラ



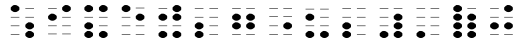
挑 タリ 兮 達 タリ 兮



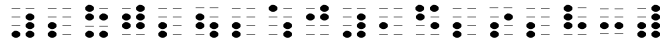
在 リ 城 闕 ニ 兮



一 日 不 レ バ 見



如 シ 三 ヲ 月 ノ 兮



※ 遠藤哲夫『語法詳解 漢詩』（旺文社）を参照しました。

さん、本会会員の高橋幸子さんに一緒にいただきました。また田中さんと木村さんのガイドヘルパーのお二人にもご同席いただきました。そして陰となり日向となつて本会の活動をご支援下さつておられます横浜市議の大滝正夫先生が駆け付けて下さり、ご同席賜ることとなりました。

お話の内容は、当方から、視覚障害者の識字には点字の漢字体系である〈漢点字〉の普及が欠かせないことを申し上げましたが、先方のお答えは、現状では盲学校で取り上げることが難しいとのことでした。

最後に大滝先生から、「一盲学校だけの問題ではなく、市の教育行政の根幹に関わる課題であるから、市として如何に取り組まれるかが問われなければならないだろう」というお言葉で締め括られました。

私岡田も同校の同窓生ですので、このようなお話の擦れ違いには大いに残念ではありましたが、このような機会をお許し下さつた同校と市・教育委員会には、厚く御礼申し上げます。

今後も幾度かこのような機会をお与えただけのことを願つて止みません。

三 出版UD研究会のセミナーで

「出版UD研究会」（成松一郎座長）は昨年来、出

版に関わるUD（ユニバーサル・デザイン）をテーマに、毎月一回セミナーを開催しております。

成松さんは出版社、有限会社・読書工房を経営されている実業家です。その傍ら、ユニバーサル・デザインを出版の畑で考えるというユニークな活動もしております。

「読書」に障壁を感じる人は多いと思いますが、とりわけ視覚障害者に焦点が当てられることが多いようです。これまでのセミナーでも、色々な角度から検討が試みられて参りました。

私岡田も、墨田区緑図書館の山内さんのお誘いで、昨年秋季から何度か参加させていただきました。その折りに成松さんともお近付きになる機会を得て、個人的にもお話をさせていただくようになりました。さらに成松さんには、本会の行つております漢点字講習会の様子をご覧いただくなども致しました。そのようにして、「視覚障害者の『読書』のユニバーサル・デザインを考えるなら、先ずは〈文字〉の習得、すなわち〈識字〉から取り組まなければならない」というところで、本会の活動の理念と出版UDの理念の一致を見ることができました。

そこで出版UDのセミナーで、〈漢点字〉を取り上げていただくことになって、不肖岡田が「点字の歴史と〈漢点字〉の構成、そして視覚障害者の〈識字〉」についてお話しさせていただくことになりました。またもお耳を汚すことになりましたが、ご容赦とご支援をお願い申し上げます。

日時・二〇〇六年八月三十一日(木)

受付一八・〇〇、講演一八・三〇〜二〇・三〇

会場・東京しごとセンター五階・第二セミナー室

(JR・地下鉄、飯田橋駅下車)

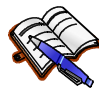
四 漢点字の講習会

この五月五日(金、子供の日)を第一回に、今年度のスクーリングを行います。

今年度から横浜市に加えて、市・教育委員会、市・社会福祉協議会のご後援をいただくことができました。受講者の皆さんも懸命に勉強しておられます。私どもも一層気を引き締めて取り組みなければならぬと、心を新たにしております。

横浜市、市・教育委員会、市・社会福祉協議会には、深く御礼申し上げます。

編集後記



長い間編集を担当していただきました宇田川さんが、お勤めの関係でとうとう編集の活動を続けられなくなり、ピンチヒッターとして木下がその役を引き受けることになりました。

今までも影の編集担当者として編集作業を支えてきましたので、私にとつて大きな変化というわけでもありませんが、これだけの雑誌を完成させることはそれなりに大変なことではあります。それにも増して大変なのは毎回大量の原稿を書いてくださっている岡田代表や緑図書館の山内薫さん、THN21のことでとりわけお忙しい安田章さんの方々です。また、何年間も毎回素晴らしい表紙絵をお描きいただいている岡稲子さん、本当にありがとうございます。

(木下 和久)

E-MAIL (岡田健嗣) : eib_okada@ybb.ne.jp

横浜漢点字羽化の会 URL : <http://ukanokai.web.infoseek.co.jp>

《表紙絵 岡 稲子》 次回の発行は6月15日です。

※本誌(活字版・テープ版・ディスク版)の無断転載は固くお断りします。